



ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない方へ

令和4年度子育て世帯生活支援 特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します!

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 平成16年4月2日から令和5年2月28日生まれ
(障害児は平成14年4月2日生まれ以降)の児童
を養育している父母等

② {
■ 令和4年度 **住民税(均等割)が非課税**の方
または
■ 令和4年1月以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

■ 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-400-903 (受付時間:平日9:00~18:00)

■ 瀬戸内市子育て支援課

「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり世帯以外分)」窓口

0869-26-5947 (受付時間:平日8:30~17:15)

3. 給付金の支給手続き

I. 令和4年4月から令和5年3月までのいずれかの月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

- 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者の方で、給付金の対象となる方へは、令和4年7月中旬頃に、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。
- 令和4年5月分以降の児童手当または特別児童扶養手当の受給者の方で、給付金の対象となる方へは、令和4年7月中旬以降、順次振り込む予定です。

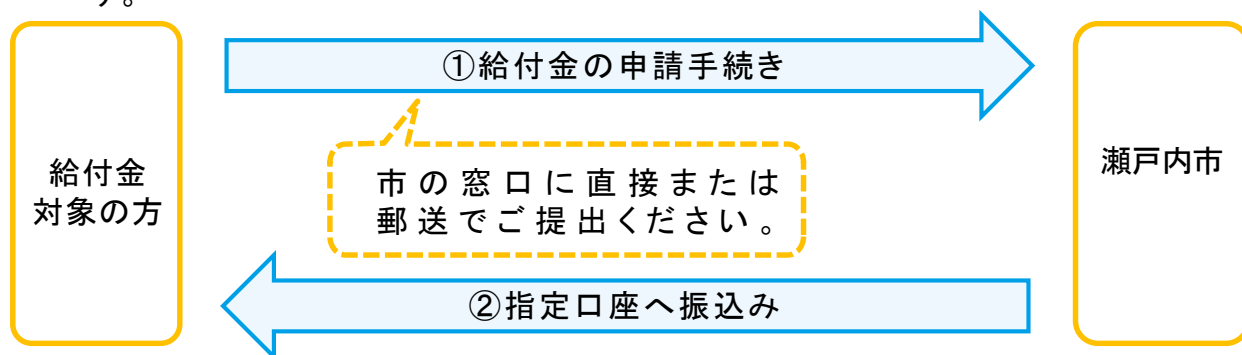
【ご注意ください】

※ 給付金の支給を希望しない場合は、「受給拒否の届出書」をご提出ください。

※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、「支給口座登録等の届出書」をご提出ください。

II. 上記以外の方(例.高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに市の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などのかたつた不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。